

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第1節 生活環境施設の概要

国民の生活の基盤となる生活環境施設に関する行政のうち、厚生省の所管している生活環境施設に関する行政としては、廃棄物の処理に係るものと水道に係るものがある。廃棄物の処理施設と水道とは、ともに公衆衛生の向上と生活環境の保全・改善を目的とした、都市・農山漁村における公共施設であり、技術的にも衛生工学を基礎にしているところから、技術の開発・研究・利用の点でも共通することが多い。

一方、近年における生活水準の向上、都市化の進展に伴い、水道用水の需要は著しく増大し、このため、新たな水道水源の確保、水道事業の広域化が大きな課題となっている。また、廃棄物についても、その排出量の増大、質の多様化がもたらされ、重大な社会問題になりつつあるので、これに対処するため、処理施設の計画的整備はもとより、総合的な施策の展開が緊急の課題となっている。

そこで、これら生活環境施設の整備を積極的に推進するために、厚生省環境衛生局の中に、計画課、水道整備課、環境整備課の3課から構成される水道環境部が、49年4月15日に発足した。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第2節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理の状況

廃棄物は、し尿、ごみなど、主として人の日常生活に伴って生じた「一般廃棄物」と、事業活動に伴って生じた燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの「産業廃棄物」とに大別される。

一般廃棄物のうち、し尿の処理の状況は、第2-1-1表に示すとおりである。

第2-1-1表 し尿処理の状況

第2-1-1表 し尿処理の状況

		43年度		44		45		46		47	
		千人		千人		千人		千人		千人	
処理区域人口 (対総人口比率) (注)		76,080 (75.0%)		80,592 (78.5%)		84,694 (81.6%)		99,127 (93.8%)		101,039 (93.5%)	
水洗化人口	公共下水道	7,980		9,273		10,930		11,755		13,220	
	し尿浄化槽	9,996		10,324		10,417		10,306		11,777	
	計	17,976		19,597		21,347		22,061		24,997	
非水洗化人口		58,104		60,995		63,347		77,066		76,042	
非水洗化分内訳 (し尿量、構成比)		kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%
		83,963	100.0	88,442	100.0	91,091	100.0	128,122	100.0	121,320	100.0
計画 収集 集 量	下水道投入	5,529	6.6	5,513	6.2	4,170	4.6	5,846	4.6	5,391	4.4
	し尿処理施設	47,604	56.7	53,557	60.6	60,137	66.0	58,842	45.9	65,961	54.4
	農村還元等	7,747	9.2	6,923	7.8	4,532	5.0	6,713	5.2	6,891	5.7
	海洋投入	14,167	16.9	13,410	15.2	13,622	14.9	13,640	10.7	13,527	11.2
	計	75,047	89.4	79,403	89.8	82,461	90.5	85,041	66.4	91,770	75.7
自家処分量		8,916	10.6	9,039	10.2	8,630	9.5	43,081	33.6	29,550	24.3

厚生省水道環境部調べ

(注) 45年度までは特別清掃地域人口である。

し尿の処理方法のなかで、水洗化によって処理する方法と、くみ取り便所からくみ取ってし尿処理施設又は下水道終末処理場に運んで処理する方法とを合わせて衛生的処理と呼んでいる。し尿の衛生的処理率は、47年現在、58.8%であり、生活環境の保全のために、今後更にこの割合を高める必要がある。

水洗化人口は年々増加している。これは、公共下水道の整備とともに、し尿浄化槽の増加によるところも大きく、なかでも近年においては家庭向きの小規模し尿浄化槽の増加が著しい(第2-1-2表参照)。

第2-1-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-1-2表 し尿浄化槽の設置数

	設 置 数			
	41年3月	43年3月	45年12月	48年3月
0 ~ 20人槽	157,177	273,891	421,238	878,431
21 ~ 50	70,688	95,559	133,751	224,576
51 ~ 100	48,488	59,864	76,151	112,259
101 ~ 300	51,203	51,703	60,502	85,153
301 ~ 500		10,808	14,002	16,186
小 計	327,556	491,825	705,644	1,316,605
501 ~ 1,000人槽	6,371	4,199	4,426	4,484
1,001 ~ 2,000	1,237	1,080	1,301	1,489
2,001 ~ 3,000	153	177	241	375
3,001 ~ 4,000	66	68	115	127
4,001 ~ 5,000	28	32	48	92
5,001人槽以上	47	129	128	240
小 計	7,902	5,685	6,259	6,807
合 計	335,458	497,510	711,903	1,323,412

厚生省水道環境部調べ

しかし、これらし尿浄化槽の放流水による公共用水域の水質汚濁の例もあるため、し尿浄化槽設置者に対し、し尿浄化槽の構造、維持管理について、啓もうを図るとともに、し尿浄化槽の保守点検を行い、し尿浄化槽清掃業者によるし尿浄化槽の適切な清掃を行うように指導する必要がある。

次に、ごみの処理の状況は、第2-1-3表に示すとおりである。

第2-1-3表 ごみの処理の状況

第2-1-3表 ごみの処理の状況

		43年度		44		45		46		47	
特別清掃地域人口		千人									
1人1日当たり排出量		g		g		g		g		g	
ごみの総排出量		t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%
特別清掃地域人口		76,080		80,592		84,694		99,127		101,039	
1人1日当たり排出量		815		870		909		841		908	
ごみの総排出量		62,005	100.0	70,115	100.0	76,998	100.0	83,328	100.0	91,757	100.0
計画収集量	焼却	29,959	48.3	35,758	51.0	42,559	55.3	37,717	45.3	42,604	46.5
	埋立	22,470	36.2	24,688	35.3	25,715	33.5	27,543	33.1	30,587	33.3
	高速堆肥化	770	1.3	677	1.0	548	0.7	513	0.6	408	0.4
	堆肥化	114	0.2	106	0.1	36	0.0	224	0.2	54	0.1
	飼料	145	0.2	102	0.1	96	0.1	42	0.1	32	0.0
	その他	813	1.3	988	1.4	945	1.2	1,089	1.3	1,859	2.0
計		54,271	87.5	62,319	88.9	69,899	90.8	67,128	80.6	75,544	82.3
自家処分		7,734	12.5	7,796	11.1	7,099	9.2	16,200	19.4	16,213	17.7
多量の汚物		6,995		10,586		8,786		直接搬入分		24,926	

厚生省水道環境部調べ

(注) 昭和46年度より、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴って、調査項目がかわった。

市町村によって計画的に収集されるごみの量は、43年度以降、前年度比およそ12%の割合で増加しており、これに直接市町村の処理施設へ搬入されたごみの量を加えた市町村のごみの総処理量は、前年度比およそ16%の割合で増加している。

現在,おおむね,可燃性ごみについては,ごみ焼却処理施設において焼却処理することにより,安定化・減量化を図り,その焼却灰を埋立処分しており,不燃性ごみについては,そのまま又は圧縮後,埋立処分している。ごみの排出量の急速な増加,質の著しい多様化は,ごみの処理施設の緊急な整備と,これの用地の確保を必要としており,これらごみの処理対策のために,早急に総合的施策を講じなければならない。

ごみの処理だけでなく廃棄物の処理を行うに際し,その処理が,大気汚染,水質汚濁など環境汚染の原因とならないよう万全を期さなければならない。このためPCBによる環境汚染防止対策の一環として,48年からPCB使用部品を含むテレビ,ルームクーラー,電子レンジの処理を行う場合,その製品のメーカーがそのPCB使用部品を取りはずし,保管に当ることになった。

一般廃棄物の処理は,それぞれの市町村によって,歴史的,経済的,社会的な実情の相違からさまざまな事業の形態が取られているが,市町村の直営によるもの,市町村からの委託を受けた業者によるもの,そして市町村長の許可を受けた許可業者によるものに分けることができる。第2-1-4表は,一般廃棄物の収集の事業形態を示している。ごみの収集は,91.2%まで市町村の直営又は委託業者で行われているのに対して,し尿の収集は47.3%近く許可業者によって行われている。

第2-1-4表 一般廃棄物の収集の事業形態(47年度)

第2-1-4表 一般廃棄物の収集の事業形態
(47年度)

	し尿の収集		ごみの収集	
	kl/日	%	t/日	%
市町村によるもの	21,586	23.5	54,991	72.8
{ 直 営				
{ 委 託	26,801	29.2	13,909	18.4
許可業者によるもの	43,383	47.3	6,644	8.8
計	91,770	100.0	75,544	100.0

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理施設の整備の状況

一般廃棄物処理施設の整備の状況は、第2-1-5表に示すとおりである。まず、し尿処理施設の48年度当初の施設数は979、処理能力は、35年度のおよそ8倍となっている。また、団地などで、家庭雑排水とし尿とを合併処理する地域し尿処理施設は、48年度末現在107か所、計画処理人口47万7,978人である。

第2-1-5表 一般廃棄物処理施設の整備の状況(着工ベース)

第2-1-5表 一般廃棄物処理施設の整備の状況(着工ベース)

し尿処理施設			地域し尿処理施設			ごみ焼却処理施設			粗大ごみ処理施設		
年度	施設数	処理能力	年度	施設数	計画処理人口	年度	施設数	処理能力	年度	施設数	処理能力
	か所	kl/日	40	か所	人	35	か所	t/日	40	基	t/5H
	156	10,457					745	8,717			
40	792	45,321				40	1,409	20,736			
45	956	67,088	(45)	(53)	(235,387)	45	1,293	53,998	(45)	(4)	(96)
47	979	81,062				47	1,473	96,066			
(47)	(944)	(73,790)	(48)	(107)	(477,978)	(47)	(1,292)	(69,652)	(48)	(126)	(5,406)

厚生省水道環境部調べ

(注) () 内は、稼働ベースの数字である。

次にごみ処理施設についてみると、48年度当初の施設数は1,473施設、処理能力は、35年度のおよそ11倍となっている。また、粗大ごみ処理施設は、主として可燃性ごみを破碎する施設、主として不燃性ごみを圧縮する施設、そして、それらの併用施設とに分けられるが、現在の設置数は126基となっている。

第2-1-6表は、過去5年間の高速堆肥化施設の整備の状況である。45年度には19施設が稼働していたが、4年間で8施設に減少している。これは、紙・プラスチックの増加に伴うごみの質の変化によるコンポスト製品の品質の低下、施設の老朽化による維持管理費用の増加と機能の悪化、その製品を受け入れる農家、果樹園芸家の減少などの理由により、休止のやむなきに至ったからである。しかし、ごみの適正な処理といふ観点から再評価されるべき処理方法であり、そのためには、ごみの分別が完全に行えることが前提条件となる。

第2-1-6表 高速堆肥化施設の整備の状況

第2-1-6表 高速堆肥化施設の整備の状況

	施設数	処理能力
45年度	19	776 t/日
46	18	726
47	12	456
48	10	356
49	8	290

厚生省水道環境部調べ

一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置について見ると、49年度の国の一般会計予算は、総需要の抑制のため、財政の規模を抑え、特に公共事業費の予算額については、前年度と同額以下の規模とした。このような状況の中で、廃棄物処理施設整備費は、し尿処理施設32億円、ごみ処理施設143億円、他省庁計上分10億円の計185億円で、対前年度比14.5%の伸びを見せた。なお、49年度財政投融资計画においては、地方公共団体の一般廃棄物処理事業に対して、806億円(前年度伸び率30%増)が計上され、その内訳は、し尿処理施設144億円、ごみ処理施設652億円、収集運搬車10億円となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理の状況

近年における我が国の産業活動の拡大に伴って、排出される産業廃棄物は膨大な量にのぼり、しかも、有害物質や処理の容易でない物質を含んでいるものもある。

現在までに地方公共団体などが行った実態調査を基礎にして、産業系の廃棄物の量を試算すると、46年において埋立処分に利用された建設残土、中間処理後放流処分された廃酸、廃アルカリを含めて、一日当たり200万トン、年間7億トンに達するものとなる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、これら産業系の廃棄物の処理に関する事業者の責務を明確にしている。すなわち、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自からの責任において適正に処理しなければならない。特に産業廃棄物の処理に関しては、その処理の第一の基本原則として、事業者が自から処理すべきことを定めている。すなわち、事業活動に伴って生じる産業廃棄物の量やその性状を最も的確には握できるのは、当然その事業活動を行う事業者であるから、事業者は、その産業廃棄物の再生利用、クローズド化などを行うことによりその減量に努めるとともに、排出の状況に応じた適正な処理を行わなければならない。第二の原則は、都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者にその処理を委託することである。産業廃棄物処理業者の許可の状況は、第2-1-7表のとおりであるが、今後とも、事業者自からの産業廃棄物の処理を補完するものとして、産業廃棄物処理業者に対する適切な指導・監督を行っていかなければならない。なお、産業廃棄物の処理に関して、事業者と産業廃棄物処理業者に対して、日本開発銀行、公害防止事業団、中小企業金融公庫などの政府関係金融機関からの金融上の措置、産業廃棄物処理施設に対する税制上の措置が取られている。第三は、地方公共団体が産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に、その業務の提供を受けることである。現在、このような公共関与を行うものとして、いくつかの府県において産業廃棄物の処理に関する公社が設立され、産業廃棄物の処理が行われている(第2-1-8表)。

第2-1-7表 産業廃棄物処理業者の許可の状況(48年8月31日現在)

第2-1-7表 産業廃棄物処理業者の許可の状況
(48年8月31日現在)

	総数	収集運搬	中間処理	最終処分	収集運搬	収集運搬	中間処理	収集運搬
					中間処理	最終処分	最終処分	中間処理
都道府県知事が許可した業者の数	1,714 (101)	1,220 (59)	20	38 (5)	110 (3)	249 (29)	9 (1)	68 (4)
保健所設置市長が許可した業者の数	684 (16)	563 (15)	15	28 (1)	35	34	3	6

厚生省水道環境部調べ

(注) ()内は許可の取消、廃業となった業者数を示す内数である。

第2-1-8表 都道府県の産業廃棄物の処理に関する公社の状況(49年3月現在)

第2-1-8表 都道府県の産業廃棄物の処理に関する公社の状況
(49年3月現在)

		主体別	成立年月日	事業内容
埼	玉	財団法人	48.12.22	有害物質を含む無機性汚での脱水乾燥 廃油の処理 産業廃棄物の埋立処分 農業用廃プラスチック類の再生
長	野	財団法人	47.4.24	
愛	知	財団法人	47.4.1	
大	阪	財団法人	46.2.19	
高	知	社団法人	47.12.1	
長	崎	株式会社	47.4.1	

厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理体系は以上のものであるが、これに従って産業廃棄物処理施設を設置して処理する場合、都道府県知事(又は保健所設置市長)に届け出なければならない。この届出から見た産業廃棄物処理施設の設置の状況は、第2-1-9表に示すとおりである。

第2-1-9表 産業廃棄物処理施設の設置の状況(48年8月31日現在)

第2-1-9表 産業廃棄物処理施設の設置の状況
(48年8月31日現在)

届出先	汚 で い			廃 油		廃 酸 廃アル カリ 中 和	廃プラスチック類		コンク リート 汚 で い 固型化	水 銀 汚 で い ばい	シアン 解 分
	脱水	乾燥	焼却	油水分離	焼却		破碎	焼却			
都道府県知事	364	33	93	110	103	178	18	176	19	1	46
保健所設置市長	176	20	16	126	39	169	14	53	15	0	10

厚生省水道環境部調べ

しかし、産業廃棄物の処理に関する都道府県の調査によると、排出者である事業者がその産業廃棄物の処理の状況について何ら情報を得ていない事例、明らかに不適正と思われる処理が行われている事例、処理が行われないまま自社敷地内に保管されている事例などが明らかにされている。これらの事例のうちには、環境の保全のうえで好ましくないものもあり、最近はそのいくつかが不法投棄の形で顕在化するに至っている。

警察庁の調べによると、48年度におけるすべての公害事犯1,727件のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反は1,056件であった。違反事件における環境汚染の態様は、悪臭462件、水質汚濁417件、土壌汚染78件、大気汚染9件、その他90件であった。また、海上保安庁の調べによると、48年度における海上公害事犯は1,818件、このうち、油、廃棄物の不法排出は1,064件であった。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第3節 産業廃棄物

2 産業廃棄物の処理に関する指導監督

都道府県知事はその区域内の産業廃棄物の適正な処理を促進するため、あらかじめ都道府県公害対策審議会の意見をきいて、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。すでに11県で処理計画を策定済みであり、他の都道府県においても策定中である。処理計画の策定に当たっては、各都道府県の環境の保全に関する計画、経済活動に関する計画などと整合性をとる必要があり、その内容としては、事業者の責務、共同処理を含めた処理体系、産業廃棄物処理業者と地方公共団体の役割を明確にし、できるかぎり、中間処理施設の整備、最終処分地の設置に関する具体的事項を定めることとしている。しかしながら、産業廃棄物の排出・処理の状況を的確につかむことは容易でなく、公共関与の是非及びその範囲の決定が困難なことなどの理由から、処理計画の策定が遅れている。

産業廃棄物の処理に関する全般的指導・監督は、各都道府県、保健所設置市、保健所によって行われている。その実施体制を整備し、報告の徴収、立入検査など産業廃棄物の適正な処理を推進するための指導・監督を強化していかなければならない。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第4節 廃棄物の処理をめぐる諸問題

1 産業廃棄物処理問題

厚生省は、産業廃棄物の適正な処理を図るための諸問題に対処するためには、広く各界の意見を求めることによって、適正かつ効率的な所要の施策を講ずる必要があることから、「産業廃棄物処理問題懇談会」を厚生大臣の私的諮問機関として設置した。この懇談会においては、産業廃棄物処理問題を包括的に検討することとし、特に廃棄物を排出のメカニズムにまでさかのぼって、これを総合的には握し、管理していくために、産業廃棄物の排出の制御を可能にするような管理体制のあり方、生産システムをクローズド化することにより産業廃棄物の減量化、適正処理化を図るためにこれをバックアップし、あるいは補完するための公共関与のあり方について検討を行っている。

本懇談会には、制度部会、技術部会を設置し、それぞれ制度、技術の両面からの検討を加えている。制度部会においては、廃棄物の処理及びその費用負担の基本的基準、公共関与の諸形態、公的費用負担が正当化される場合の公準(基準)などの基本的考え方、並びに実際のケースに具体的に適用した場合に相当とされる公共関与の形態について検討を続けており、技術部会においては、産業廃棄物の処理技術の評価、環境保全を視点とした埋立処分技術の開発、産業廃棄物に関する情報管理のあり方について検討を続けている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 廃棄物処理対策

第4節 廃棄物の処理をめぐる諸問題

2 中小都市の廃棄物処理問題

近年における廃棄物の量・質の変化に対処するためには従来の都市廃棄物の処理技術,一般の生産技術を基礎とした処理施設の整備のみでは不十分と考えられるところから47年度以降,この問題に対して「中小都市の廃棄物の処理システムの設計研究」のテーマのもとに研究を行っている。

まず,廃棄物処理問題の本質を,人々の生活,都市,生産などすべての社会構造のなかの排出メカニズムの問題としてとらえ,社会構造の改善をも含めた対応策を究明することが必要だとしている。そして,単に知識・情報の収集を目標とする調査研究に終ることなく,また理想論に終ることのないよう調査,計画,設計に至る一貫した研究計画によって,あくまでも今日の都市における現実の環境問題との適合を図った実証的なものとするためモデル都市を選定し,これを軸として研究することとした。モデル都市としては,現在既に,複雑な社会問題と将来にわたる社会的変動要因を持ち,かつ般化しやすい都市パターンを持つことが基本条件であることから,豊橋市が選定された。更に,モデル都市における研究成果を一般化する場合,さまざまな都市の特殊な機能に対応して適用する必要があるため,都市をコンビナート都市,ベッドタウン,古都観光都市など約12のパターンに分類し,それぞれのパターンごとに都市を選定し,それぞれについて廃棄物の排出メカニズムを分析し,中小都市問題として総合的には握することにした。

次に,廃棄物問題を社会構造的側面においてとらえようとした結果,中小都市における行政資料を入手するとともに,モデル都市においては,市当局を中心に,一般市民,農民,商工会議所などの協力のもとに多くの実態調査を行い,パターン都市については現地調査により,調査結果をまとめた。

そして,今日の廃棄物問題に対する実態分析をもとに,選択すべき規準が提出された。

その規準の第1は,今日の廃棄物問題を単なる技術や経済の問題としてしまうことなく,都市環境の保全が今日の都市生活者の基本的な社会的責務であるという観点から,排出者の廃棄物に対する問題意識を明確にし,廃棄物に関する情報の提供を排出者の社会的責務として確立しなければならないことである。

第2は,生産,流通,消費などすべての機能を集積し,かつワンウェーの物質構造を強めてゆく今日の都市化現象に対して,資源の枯渇に対処するための人ならず,都市環境を保全する必要性から,それぞれの機能を循環構造に改善していくための具体的な社会システムの確立を図っていくことである。中小都市の実態調査を通じて既存の民間循環業を再編成し,構造化していくための社会システムが提案された。

第3は,今日の都市構造全体が廃棄物排出構造としての性格に特化しつつあり,自然浄化を可能とする空間を都市化によって日々消失し,一方,廃棄物を土壌に還元していくメカニズムを農業の近代化によって失うにいたったことにかんがみ,都市空間における廃棄物の自然浄化による環境保全機能を確立するため,農業を自然浄化を実現する循環として評価し,農業空間を保存し,都市と農村の環境を再編成する社会システムを開発すべきことである。そして都市と農村の有機的な結合を実現していく空間設計としてモデル農場のシステム設計が提案された。

第4は,以上の情報の管理,社会循環,自然浄化の社会化などの総合的な環境保全システムを開発するために,人々が自ら地域社会の一員として都市環境保全問題に参加しそれを社会的に定着させていく実験過程を確立することである。

モデル都市においては、これらの規準に従った実験が、市当局、一般市民、廃品回収業界、家電業界の参加のもとに、粗大ごみの解体実験、団地における分別収集実験などとして行われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

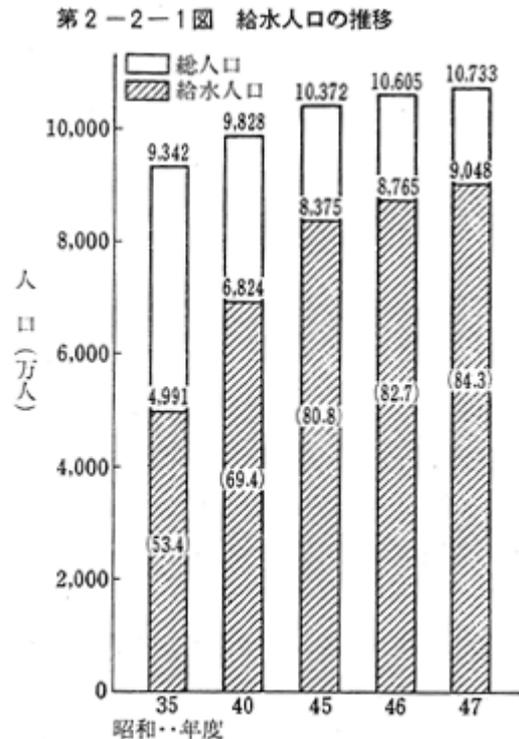
第1節 水道の現状

1 給水量と取水量

水道の給水量は、37年度には年間総給水量約50億 m^3 であったものが、47年度には約116億 m^3 と、この10年間に約2.3倍近くになっている。また、ここ数年間は毎年7~8億 m^3 と1割近くの割合で増加している。このような給水量の増加は、給水人口の増加と給水人口1人当たりの給水量の増加によるものである。

47年度末現在の水道の給水人口は約9,048万人に達し、水道の普及率は34.3%となっている(第2-2-1表及び第2-2-1図参照)。これを46年度末と比較すると給水人口で約3.2%、普及率で約1.6%増加している。

第2-2-1図 給水人口の推移



厚生省水道環境部調べ

(注) ()内は総人口に対する普及率(%)を示す。

第2-2-1表 水道の施設数と給水人口(47年度)

第2-2-1表 水道の施設数と給水人口

(47年度) (単位:か所,万人)

	施設数	給水人口
水道用水供給事業	49	—
上水道事業	1,793	7,949
簡易水道事業	13,885	888
専用水道	3,757	210
計	19,484	9,048

厚生省水道環境部調べ

(注) 水道用水供給事業:上水道事業や簡易水道事業に浄水を卸売りする事業

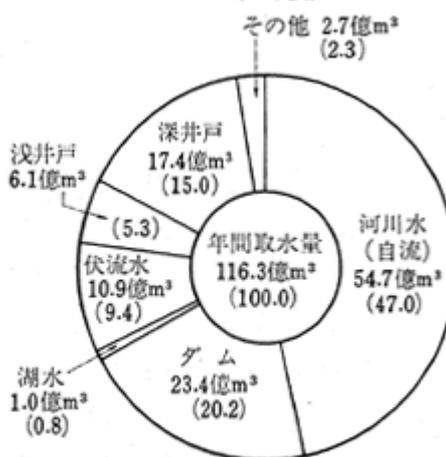
上水道事業:給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業:給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

専用水道:給水人口101人以上の自家用水道

第2-2-2図 水道水源の種別(47年度)

第2-2-2図 水道水源の種別
(47年度)



厚生省水道環境部調べ

(注) 1. 調査対象は上水道事業と水道用水供給事業である。

2. ()内の数字は%を示す。

給水人口1人当たりの平均給水量については、給水人口が5,000人を超えるいわゆる上水道の場合には、47年度で370 l となっており、46年度の358 l に比較すると約3.3%増加している。これを給水人口の規模別に見ると、第2-2-2表の示すとおり、給水人口の多い水道ほど1人当たりの給水量が多い。これは、規模の大きな水道ほど一般家庭で使用する以外に、事務所、事業所、商店等で使用される水量が多いことに起因するものと考えられる。

このような給水量の増加の原因としては、給水人口の増加の外に生活水準の向上、水洗便所の普及、都市活動の活発化、諸産業の大幅な進展等が考えられ、今後とも、都市及びその近郊における水道需要は、増大の一途をたどるものと見込まれている。

なお、給水量を水道の規模別に見ると、第2-2-2表のとおり、箇所数ではごくわずかである給水人口100万人以上の大都市水道が約38億m³と全体の約3分の1近くを占めているのに対して、箇所数では圧倒的多数を占める給水人口5万人未満の小規模上水道と簡易水道は約26億m³と全体の約22%となっている。また、年間総給水量のうち9.8億m³は、水道用水供給事業から用水の供給を受けており、用水供給の果たす役割が次第に大きくなっている。

第2-2-2表 規模別給水量と給水人口(47年度)

第2-2-2表 規模別給水量と給水人口
(47年度)

	か所数	現在給水人口 (千人)	年間給水量 (億m ³)	1人1日給水量(l)	
				最大	平均
上水道	100万人～	8	21,278	38	483
	50～100	9	6,385	9	376
	25～50	22	7,425	10	374
	10～25	92	15,576	19	340
	5～10	135	9,265	11	336
	1～5	688	14,592	16	293
水道建設中	1	710	4,544	4	254
	計	113	211	0.2	244
簡易水道	計	1,777	79,276	107	370
簡易水道		13,884	8,888	7	204

厚生省水道環境部調べ

水道の取水量を水源別にみると、第2-2-2図のように年間取水量116.3億m³のうち約67%を河川水あるいはダムによる貯留水から取水していることがわかる。水源別取水量の推移は第2-2-3表のとおりであり、42年度には年間取水量に対するダム依存率は約13%であったが、47年度には約20%となっており、年々約1.5%ずつダムに依存する割合が増加している。特に、47年度は46年度に比し2.2%増加している。これを水道の規模別にみると第2-2-3図に示すように水源の構成比では規模の大きい水道にダム依存の割合が多いことがわかる。

第2-2-3表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-2-3表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位：億m³)

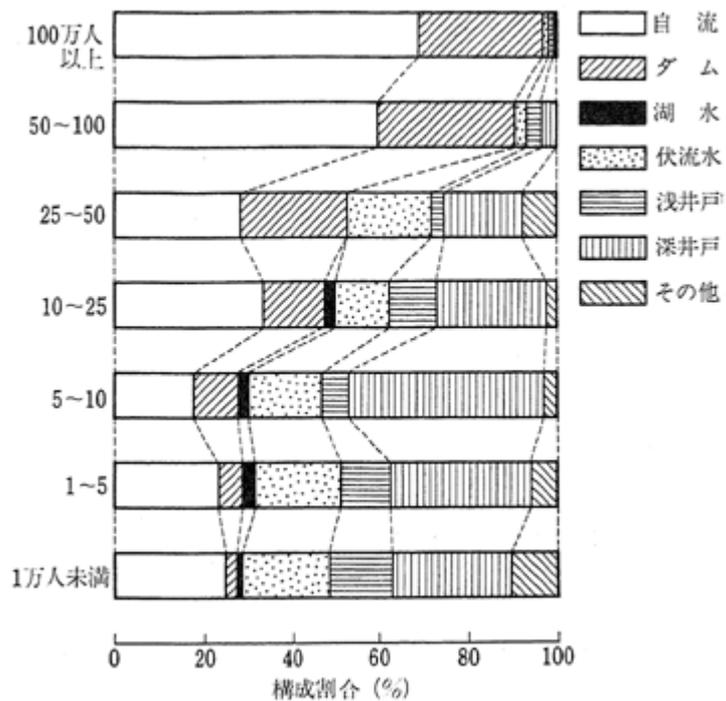
	河川表流水			湖 水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	計
	自流	ダム (直接)	ダム (放流)						
42年度	38.9	4.8	4.9	0.6	9.8	3.5	9.3	2.3	74.1
47	54.7	7.4	16.0	1.0	10.9	5.3	17.4	2.3	116.3

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

第2-2-3図 規模別水源の構成割合(47年度)

第2-2-3図 規模別水源の構成割合
(47年度)



厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

第1節 水道の現状

2 水道施設

47年度末現在において、水道施設数は1万9,484か所となっている(第2-2-1表参照)。46年度末と比較すると簡易水道の施設数が138か所減少しているが、その他の水道の施設数は増加したため、全体で47か所の減少となっている。これは簡易水道において水量、水質の安全確保を図るための統廃合が、積極的に進められていることによるものである。

水道の施設能力は、第2-2-4表に示すように、43年度には3,042万2,000m³/日であったものが、47年度には4,223万5,000m³/日となっており、約1.4倍に増加している。こうした施設能力の拡大は、前述したような水道水需要の増大に対処するためのものであるが、これに伴い毎年大きな資金が投入されている。水道の建設費の年次推移をみると第2-2-4図のとおりであり、49年度においては、45年度の約2.5倍に当たる6,200億円程度の投資額が見込まれている。このうち大部分は給水人口が5,000人を超える上水道建設に対する投資であり、その額は5,837億円にのぼると推定される。こうした費用のほとんどは起債(政府や金融機関からの借入金)によって賅われているが、先般資となるか又は原蟬価が割高となる水源開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設及び浄水場排水処理施設の整備に対して国庫補助が行われており、その総額は49年度において約313億円となっている。

第2-2-4表 施設能力

第2-2-4表 施設能力 (単位: 1,000m³/日)

	43年度末	44	45	46	47
水道	27,760	30,774	34,545	37,872	39,506
簡易水道	1,856	1,842	1,845	1,832	1,834
専用水道	806	748	869	911	897
計	30,422	33,364	37,259	40,615	42,235

厚生省水道環境部調べ

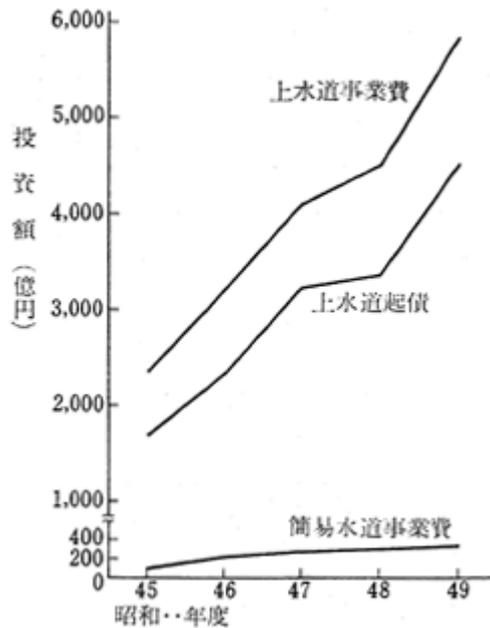
(注) 上水道: 実績値

簡易水道: 計画給水人口×0.15m³で推定

専用水道: 計画給水人口×0.2m³で推定

第2-2-4図 水道事業投資額の推移

第2-2-4図 水道事業投資額の推移



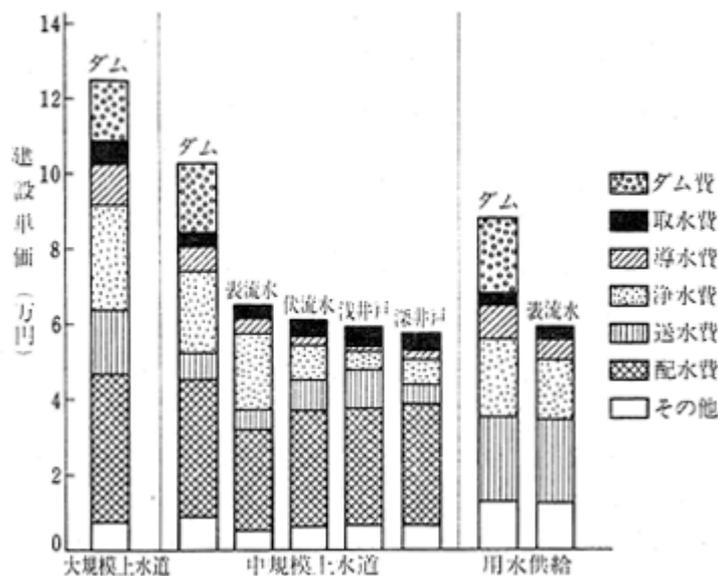
厚生省水道環境部調べ

また、給水人口5,000人以下の簡易水道の建設費の総額は、49年度において約336億円になると推定しているが、そのうち国庫補助金は102億円、起債は190億円となっている。

この水道の建設費を1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価と比較すると、第2-2-5図のとおり、上水道では大規模な水道が割高で、また水源別にみるとダムを造って水源とする場合がより割高となっている。なお、ここで水道用水供給事業の場合の建設単価が上水道に比べて小さいのは、水道用水供給事業が水道事業へ浄水を卸売りする事業であることから上水道に必要な配水施設費が含まれていないことによるものである。

第2-2-5図 1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価(48年度)

第2-2-5図 1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価(48年度)



厚生省水道環境部調べ

上水道の建設単価は、中小規模のもので39年度の3万3,582円/m³/日から48年度の6万3,563円/m³/日へとこの約10年間に2倍程度に上昇している。また、簡易水道の建設単価は、39年度の6万2,673円/m³/日から48

厚生白書(昭和49年版)

年度で33万2,360円/m /日へとこの約10年間に5倍程度もの上昇になっているが、これは、一般的な建設単価の上昇に加えて、最近建設されるものは地理的な条件の悪いところが多いため、このような割高な建設単価となると考えられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

第1節 水道の現状

3 水質

水道水は飲用に適する水でなければならないことから、水道の原水の水質は清浄なものほど望ましい。しかしながら、水道原水を取水している河川、湖沼等の公共用水域の水質汚濁は、全国的に広がっており、これによる水道の被害報告数も年々増加している。また、被害の原因や態様も多様化の様相を呈している。水質汚濁による水道の被害状況は第2-2-5表のとおりである。

第2-2-5表 水質汚濁による水道被害の状況

第2-2-5表 水質汚濁による水道被害の状況

	水道数(件数)				原因							汚濁指標									
	上水	簡水	専水	計	鉱工業排水	農薬	汚物汚水	土木工事	採砂等	事故	塩水	その他	有機物	病原生物	有毒物質	金属等	P	H	臭味	外観	その他
43年度	156	28	7	191	69	8	42	27	20	2	7	28	67	6	24	8	40	115			
48	250	73	23	345	91	9	51	119	7	13	104	34	19	20	18	59	135	91			

厚生省水道環境部調べ

(注) 1. 48年は暦年である。

2. 原因欄の「その他」とは、災害、濁水、地質、不明等をいう。

水道の被害は、多くの場合汚濁物質の一時的な増加による直接的被害が主なものであり、その原因としては、土木工事、採砂等による被害が最も多く、次いで鉱工業排水、汚物汚水によるものが多い。

水道原水が汚濁された場合は、浄化技術上の問題から、沈殿池やろ過池の型式あるいは取水地点の位置や構造を変える等の施設変更を必要とする場合がある。特に水源の富栄養化による藻類等の異常発生による異臭疎水の問題は慢性化しているが、直接原因を除去することが極めて難しく、かつ毎年長期間続くので、浄化処理技術の高度化あるいは施設の改善等により対処するほかなく、水道事業者にとって管理運営上大きな負担となっている。また、有害物質や異臭味物質、着色物質等による突発的な汚濁による被害の場合には、取水の制限、停止にとどまらず、給水停止にいたるなど、水道を利用する住民が直接的に大きな影響を受けることがある。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

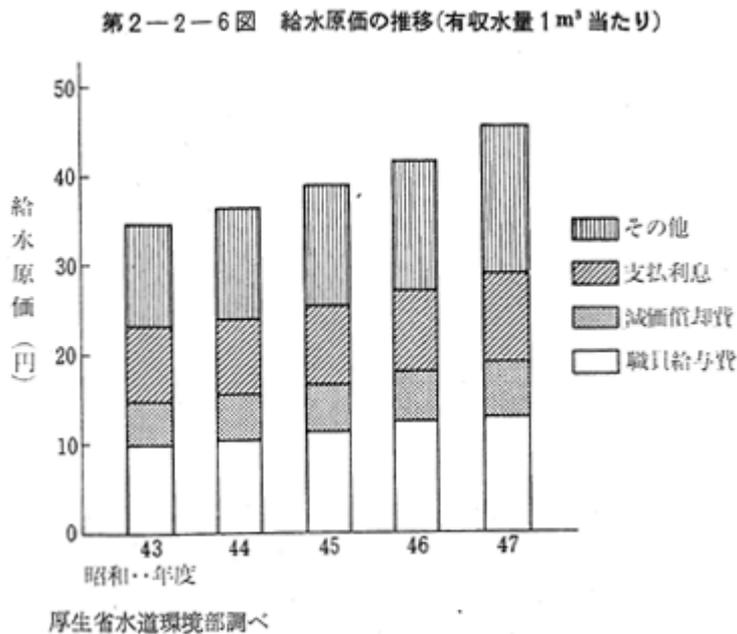
第1節 水道の現状

4 水道の経営

水道の建設は、そのほとんどが、国庫補助金や、政府・民間金融機関等からの借入金によって行われている。こうした借入金の償還や水道の維持管理に必要な経費は、原則として水道を利用する人々から徴収される水道料金によって賄われている。

水道水1m³を生産するのに必要な給水原価は、第2-2-6図に示すとおり、47年度では全国平均で45.48円で、43年度に比べて約1.3倍となっている。この給水原価のうち水道建設のために借り入れた資金の支払利息は、9.93円で全体の21.8%を占めており、水道があい次ぐ拡張工事のために多額の利息を支払わなければならないことを示している。更に、水道の規模別に分析してみると、給水原価が40円を超しているのは、現在給水人口50万人以上と2万人未満の事業者であり、また支払利息の給水原価に占める比率が高いのは、現在給水人口50万人以上の事業者である。これは、大都市における水源確保の困難性、施設新設、拡張のための投資の増大、水質悪化に伴う浄水費の高騰等によるものであり、また、小規模水道の投資効率の低さや経営の困難さを示すものと考えられる。

第2-2-6図 給水原価の推移(有収水量1m当たり)

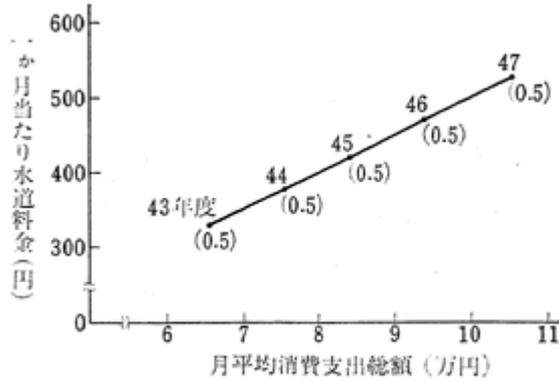


一方、収入の源泉となる給水量1m³当たりの平均販売価格は37.42円となっており、この値は全体として給水原価を下回っている。水道事業の健全な経営を行うためには効率的経営に努力するとともに、必要に応じて料金改訂を行わなければならないが、物価問題等との関連から改訂は難かしく、水道事業の経営を圧迫されている水道が多い。

なお、47年度における人口5万人以上の都市の勤労1世帯当たりの1か月の水道料金の平均支出額は第2-2-7図に示すように527円であり、これが消費支出総額に占める割合は、10数年来05%でほぼ一定している。

第2-2-7図 月平均の消費支出総額と料金(人口5万人以上の都市世帯対象)

第2-2-7図 月平均の消費支出総額と料金(人口5万人以上の都市世帯対象)



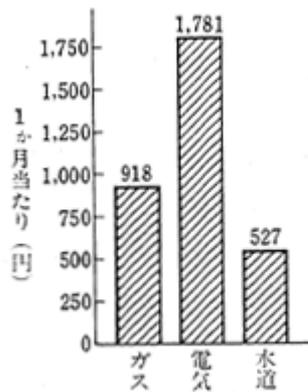
総理府統計局調べ

(注) ()は消費支出総額に対する水道料金の割合(%)である。

この水道料金を家庭と密接な関係を有する公共料金の一つである電気、ガス料金と比べると、第2-2-8図のとおり、水道料金が一番低くなっている。

第2-2-8図 電気・ガス・水道料金調べ(47年度)

第2-2-8図 電気・ガス・水道料金調べ(47年度)

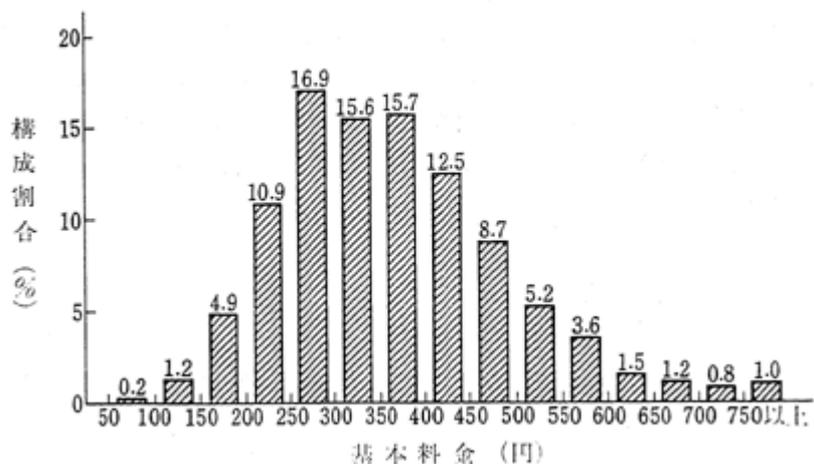


資料：総理府統計局「家計調査年報」

水道料金は個々の水道事業ごとに決められているので、例えば1か月10m³使用した場合の家庭用基本料金は、第2-2-9図に示すように全国でかなりの格差がみられる。

第2-2-9図 水道料金の格差(1月当たり家庭用基本料金)(48年4月1日現在)

第2-2-9図 水道料金の格差(1月当たり家庭用基本料金)
(48年4月1日現在)



厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

第2節 今後の水道

1 問題点

第1節で述べたように、今日の水道には、水量、水質、経営に係るもろもろの問題点がある。これらの現在及び将来に向かって水道が直面する課題は次のように概括できる。

(1) 需給の不均衡

生活水準の向上、都市活動の進展等によって、水道用水に対する需要が増加している。こうした水道用水の需要増に対し水源開発が立ち遅れている地域が目立ち、需給の不均衡は年々その規模と範囲を拡大して全国的な問題となっている。特に東京、大阪、北九州等の主要都市圏においては、圏域はもちろん圏域外における水資源の開発が急務となってきている。

(2) 水道水源の水質汚濁

水道水源の水質汚濁の進行により水資源の質的悪化が著しく、水質事故のため給水停止や取水制限等を行わざるをえないケースも見られ、水道水質の安全性確保の面で重要な問題となってきている。

(3) 建設コストの上昇と料金の高騰

相次ぐ水需要の増加に対処するため、ダム建設や長距離導水を始め大規模な施設の整備、拡張が必要でありこのため水道の建設コストは著しく上昇している。また、水道の未普及地区での水道建設は地理的条件に恵まれていないところが多く、多額の建設費が必要である。こうした建設コストの上昇は、水道料金を上昇させる要因となっている。また、水道事業間の料金の格差も拡大する傾向にある。

(4) 水道事業の小規模性

我が国の水道は全国で約2万の事業に細分されており、しかも規模の小さなものがそのほとんどである。このような小規模水道では技術的、財政的基盤がぜい弱であるために、複雑多様化する課題に対応しえなくなり始めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 水道の整備

第2節 今後の水道

2 今後の方向

このような水道が直面する課題に対処し、将来に向かって真の国民へのサービスを指向した合理的な水道事業の建設、運営を推進するためには、根本的な対策を講じる必要がある。

こうした観点から、48年10月30日、厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会は、「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申」を提出した。この答申では、従来からの個々の事業を中心とした水道の考え方から一歩進め、全国民を対象とした新しい水道政策を展開する必要があり、水道が国民生活上不可欠の施設であるという認識のもとに、国民のすべてに等しくその生活に必要な水道水を確保供給するというナショナル・ミニマムとしての水道理念を確立すべきであるとしており、この理念を達成するための諸施策を、水道の理念と未来像、新しい理念に即応した広域水道圏の設定、水道財政のあり方、水道制度の整備の4項目にわたってあげている。

今後の水道行政においては、こうした審議結果を受けて諸問題の解決を図り、水道の将来ビジョンの達成のため積極的な施策を講じ、国民の生活を支える基幹的施設である水道の健全な発展を図る必要があるが、49年度においては、広域水道圏の設定と広域化計画の策定のためのモデル地域を青森県と広島県に設け、調査を行う等これらの施策についての検討を行う予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状と動向

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

48年における食中毒の発生件数は1,201件,患者数は3万6,832名,死者数は39名であり,前年に比較して発生件数は15.0%の減少になるが,29年以来20年間の発生状況をみると赤痢のような歴然とした減少傾向は見られない(第2-3-1表及び第2-3-1図参照)。また,死者の大部分(69.2%)はふぐの摂食者であり,とくに個人で調理して摂取し,死亡した例が目立っている。

月別の発生件数は8月に最も多く(31.8%),食中毒の多発する夏期から初秋(6月~9月)にかけて全体の74.1%が発生している。

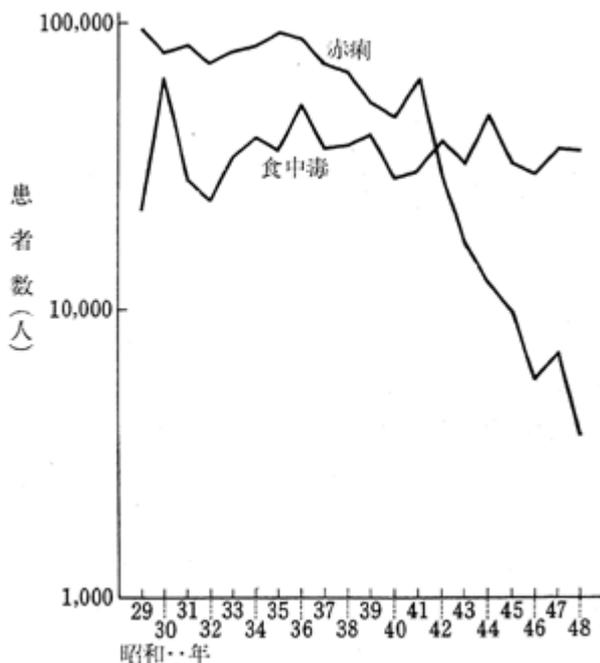
第2-3-1表 食中毒事件数,患者数,死者数,罹患率及び死亡率の年次推移

	事件数	患者数	死者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
38年	1,970	38,344	164	39.9	0.2
39	2,037	41,638	146	42.9	0.2
40	1,208	29,018	139	29.6	0.1
41	1,400	31,204	117	31.5	0.1
42	1,565	39,760	120	39.7	0.1
43	1,093	33,041	94	32.6	0.1
44	1,360	49,396	82	48.1	0.1
45	1,133	32,516	63	31.3	0.1
46	1,118	30,731	46	29.3	0.04
47	1,413	37,238	37	35.1	0.03
48	1,201	36,832	39	35.1	0.03

資料：厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」

第2-3-1図 年次別赤痢及び食中毒患者数

第 2-3-1 図 年次別赤痢及び食中毒患者数



資料：厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」

原因物質別の発生件数は、腸炎ビブリオ、黄色ぶどう球菌等細菌に起因するものが非常に多く670件(55.8%)を占め、このうち腸炎ビブリオによるもの356件(29.6%)、黄色ぶどう球菌によるもの212件(17.7%)、サルモネラ菌によるもの62件(5.2%)、病原大腸菌によるもの20件(1.7%)、その他の細菌によるもの17件(1.4%)となっている。最近、新しい食中毒原因菌として注目されているエルシニア菌に起因する食中毒が静岡県、茨城県等に発生しており、これを防止するために、エルシニア菌の生態、病原性及びエルシニア食中毒の疫学等を早急に調査研究する必要がある。また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒も後を断たず125件と全体の10.4%も発生している。この外、全体の33.4%401件にも及ぶ原因物質不明のものが依然としてあり、食中毒発生初期における検査材料の確保を更に徹底するとともに未知の病原微生物の研究を積極的に進めなければならない。

原因食品別の発生件数は、魚介類によるものが圧倒的に多く391件(32.6%)、次いで野菜類及びその加工品によるもの100件(8.3%)、穀類及びその加工品によるもの62件(5.2%)、複合調理食品によるもの81件(6.7%)、菓子類によるもの19件(1.6%)、魚介類、加工品によるもの42件(3.5%)、肉類及びその加工品によるもの41件(3.4%)、卵類及びその加工品によるもの23件(1.9%)の順となっている。また、原因食品不明のものも351件(29.2%)ある。

原因施設別の発生件数は、家庭がもっとも多く323件(26.9%)あり、次いで飲食店310件(25.8%)、旅館137件(11.4%)、仕出し屋89件(7.4%)の順となっている。

摂取場所別の発生件数でも、家庭が最も多く474件(39.5%)、次いで事業所146件(12.2%)、旅館138件(11.5%)、飲食店161件(13.4%)の順となっている。

食中毒は、病原細菌に起因するものが、大半であるから食中毒予防の3原則(1清潔な取扱い、2出来上がったものは迅速に食べる、3保管する場合は冷蔵するか加熱する)を確実に守れば、現在の事件数を大幅に減少させることができるであろう。

(2) 国内監視体制の強化

ア 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、48年12月末現在、国に40名、都道府県政令市に6,097名、合計6,137名が配置されている。都道府県・政令市の監視員は県庁、市役所、保健所に配置され、約320万にのぼる食品関係営業施設の監視指

導及び食品,添加物,器具,容器包装等の収去,検査に従事している。

イ 監視指導の状況

都道府県,政令市の食品衛生監視員が48年中に行った監視指導の件数は,許可を要する営業施設(例えば,飲食店営業,菓子製造業など34業種)に対するものが315万9,931件,許可を要しない営業施設(そう菜販売業,集団給食施設など15業種)に対するものが152万2,174件となっており,これは政令規定監視指導回数の20.6%に相当する。

また,監視指導に基づく行政措置は,営業許可の取り消しが17件,営業禁止が210件,営業停止が1,497件,施設の改善命令が1,391件,物品の廃棄命令が1,789件,その他が3万605件である。

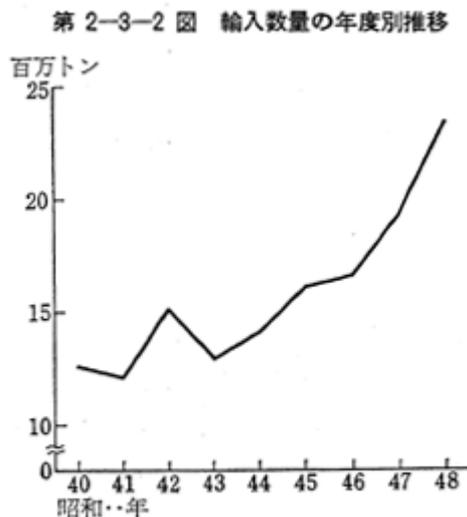
ウ 監視指導の強化

食品関係営業施設の増加,食品流通の広域化,食品の多様化等に対処し,食品等の安全性を確保するための監視指導の強化がいっそう必要となってきたしており,今後とも食品衛生監視員の増員並びに機動力の強化及び教育訓練等による監視員の資質の向上を図らなければならない。

(3) 輸入食品の監視指導体制の強化

食品等の輸入は,年々輸入件数,輸入数量とも激増し,過去5か年の平均増加率は10%を上回っている。48年には,輸入件数は24万1,160件,輸入数量は2,333トンに達している(第2-3-2図参照)。

第2-3-2図 輸入数量の年度別推移



資料: 厚生省環境衛生局調べ

輸入食品は,国内製品と異なり,加工過程等が不明であり,また,国によって食品衛生の法制が異なるため,我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない不良食品等の国内流入の恐れはかなり高く,輸入食品の監視体制の強化が要請されている。

現在,全国の主要13港に国の食品衛生監視員40名が駐在し,届書の受理,確認及び収去検査等を行い,不良食品等の流入防止に努めているところであるが,今後とも食品衛生監視員を増員して監視体制の強化を図るとともに,検査設備を整備,拡充して,食品衛生上,特に重要な食品について重点的に検査を実施することとしている。

(4) 試験研究機関及び検査施設の整備

食品等の製造並びに加工技術は年々高度化しているため、これに対応した試験研究及び検査設備の整備は、いっそう重要となってきた。食品衛生法の規定によって、国、都道府県、政令市には検査施設の設置義務があり、国では、国立衛生試験所、国立予防衛生研究所等が、都道府県や政令市では、衛生研究所、基幹的保健所等が、その役割を果たしているが、環境汚染による食品の汚染などの新しい問題や食品の安全性への関心の高まりに対処し、ますます増加する食品衛生検査の需要に応えるため、これらの試験研究及び検査施設の整備を推進する必要がある。

また・民間においても、たとえば、現在建設中で50年度から業務開始予定の財団法人食品薬品安全センター等に見られるように、検査施設の設立の動きが、活発化している。これら民間検査施設の活用も重要であり、こうした観点から指定検査機関の育成、整備に努めることとしている。

(5) 食品衛生調査研究等

食品衛生の科学的推進を図るために、諸種の基礎的調査研究を進めており、特に、食品中に含まれるカドミウム、水銀、鉛等の微量重金属、PCB等の環境汚染物質、自然毒やカビ毒などの発がん性物質等について長期にわたる安全性試験を行っている。また、PCBの環境汚染は魚介類に与える影響が大きいところから、日常内海内湾漁介類を多食する者の健康調査を実施したが、現段階においては、PCB汚染地域と考えられる地域の魚介類多食者についても、PCBによると思われる健康障害は認められなかった。

(6) 食品事故救済対策

食品は、本来安全でなければならないものであり、飲食に起因する事故を未然に防止することがまず第1に重要なことであるが、現実には、毎年ある程度の事故が生じており、また、大きな社会問題となっている例もある。

例えば、30年に起こった森永ヒ素ミルク中毒事件がある。この事件は、森永乳業株式会社徳島工場製造の調整粉乳にヒ素を含む有毒物質が混入したことに起因して、近畿、中国を中心に乳幼児に数多くのヒ素中毒患者が発生したものであり、32年3月1日現在で、患者数は1万2,344名(うち死亡者130名)にのぼった。

これらの中毒患者の発生は、2年あまりで終そくしたが、事件発生後14年目の44年に、いわゆる後遺症問題が公衆衛生学会等で取り上げられ、再び大きな社会問題となり、その後、事態の解決が難行したため、被害者団体は、48年4月10日大阪において、続いて8月には岡山で、11月には高松で、それぞれ森永乳業株式会社及び国に対して損害賠償請求訴訟を提起するに至った。

一方、被害者の救済を早急に図ることが必要であるとの考え方に基づいて、同年10月、厚生大臣の提唱により、厚生省、被害者団体及び森永乳業株式会社の三者による三者会談が発足し、話し合いによる問題解決の方途の検討が始められた。

その結果、49年4月17日の第6回三者会談において、被害者の救済事業を実施する団体を設立すること、救済事業に要する費用は、森永乳業株式会社が負担することなどを骨子とする具体案が合意されるに至り、同月25日には、救済事業を実施する団体として、財団法人ひかり協会が発足し、事件発生後19年目に事態の解決が図られることになった。

このような解決方法は、従来に見られなかったものであり、今後の救済事業の進展も含めて、各方面の注目を集めている。

なお、このようなことから、三か所で進められていた損害賠償請求訴訟についても、同年5月24日、訴が取り下げられるに至っている。

食品による事故が社会的問題となっているもう1つの例にカネミ油症事件がある。これは、43年10月、カネミ倉庫株式会社北九州工場において、米ヌカ油製造中脱臭工程に使用されたPCBが製品中に混入し、北九州を中心にいわゆるカネミ油症の患者が多数発生したものであり、患者数は、49年5月20日現在1,211名となっ

ている。

国は、従来から油症患者の追跡調査、油症治療研究を積極的に推進してきており、また、被害者団体との話し合いも始められているが、この事件についても、現在、カネミ倉庫株式会社、国等に対して損害賠償請求訴訟が続けられている。

なお、これらのほか、一般の食品事故による被害者の救済制度についても、48年4月に研究会を設け、研究を進めている。

(7) 食品添加物の再検討

食品添加物については、その安全性をより高めるという観点から、37年より再検討を進めてきたところであるが、更に無害であっても不要不急のものの使用を規制するという考えで、39年度以降、着色料等22品目が削除された。また、49年度からは、差し当たって保存料、殺菌料等の必要性についての再検討を行うことにしており、より安全な、より必要な添加物への検討を行っていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状と動向

2 国際的動向

食品の国際的流通はますます増大しているが、現在、食品に対する法規制が国によって異なっており、国際的な統一が望まれている。37年にFAO(世界食糧農業機構)とWHO(世界保健機構)が合同で食品規格委員会を設け、国際的に流通する食品の重要なものについて、統一的に規格基準を作成する作業が進められており、現在まで最終の作業段階(ステップ9)に達して勧告規格となったものは56項目あるが、現在のところ国際規格基準として完成したものはない。

この委員会に加盟しているのは、49年7月現在105か国である。

(注) この食品規格委員会の規格基準作成手続きはステップ10からなり、ステップ9で最終案を加盟各国に送り、受諾の有無について回答を求める。十分な数の国の受諾が得られれば、その規格基準は国際規格基準(ステップ10)となる。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 普通食品の安全基準

食品は本来安全なものでなければならないが、食品工業の発展に伴う製造方法の高度化により、従来見られなかった、有害物質や異物が混入して人の健康に危害を及ぼす事例などが生じ、また、最近では環境の汚染によって、食品の安全性が損われるという新しい問題にも直面している。

食品の安全性を確保するためには、その処理過程や保存・流通過程において衛生的な取扱いがなされる必要があるとあり、特に、最近広く普及しはじめた冷凍食品、チルド食品、低酸性食品等についてその面の要請が大きい。

現在、食品の規格基準としては、清涼飲料水のほか17の食品群並びに乳及び乳製品について、細菌数、大腸菌群、重金属類等の成分規格と製造基準、保存基準等が必要に応じて定められており、また、添加物の大部分に規格が、相当数に使用基準が定められている。

今後は、更に広い視野から食品安全基準という観点に立ってこれらの規格、基準を整備していくこととしており、計画的にこの検討を進めていく予定である。最近における食品安全基準に関する主要な動向は、次のとおりである。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 普通食品の安全基準

1 冷凍食品

47年に生産された冷凍食品は24万5,000トンで前年に比べて33.1%増,5年前の42年に比べ約5倍にも達している。これを1人1日当たりの消費量に換算すると1.4kgとなり(45年現在),アメリカの34.2kgの24分の1,イギリスの6.9kgの5分の1となるが,10年後にはその消費量も更に伸び,イギリス以上になるであろうとも予測されている。

このような消費量の伸びに対処して,これら冷凍食品の安全性を確保するため,その規格基準が定められ,47年11月から施行されている。規格基準では,冷凍食品は,消費者の手に渡るまでマイナス15℃以下に保管されなければならないと定められているが,我が国における冷凍食品の歴史の浅いこともあって,凍結しておれば冷凍食品であると誤解されている傾向もある。製造,運搬,保管,販売等の各過程における一貫したマイナス15℃以下の温度管理を周知徹底するとともに監視指導を強化する必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 普通食品の安全基準

2 冷凍果実飲料

冷凍果実飲料とは、果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものをいい、飲用に供するときは溶かして飲用するものである。アメリカでは20年以上も前から製造されていたが、我が国では48年12月27日に食品、添加物等の成分規格が改正され、冷凍果実飲料の製造基準及び保存基準が定められ、49年1月1日から施行された。

冷凍果実飲料と他の清涼飲料水の製造基準との最も大きな相違点は、前者においてはその自然の風味を損わないようにするため加熱殺菌が省略できることである。しかし、搾汁には密閉型全自動搾汁機の使用が義務づけられ、また、搾汁前の製造工程においても果実の選別及びその洗浄、消毒等が義務づけられるなど搾汁前に細菌類による汚染が生じないように規定されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 普通食品の安全基準

3 魚介類の水銀汚染

48年6月,水銀汚染問題に対処するため,魚介類の水銀の暫定的規制値を設定し,問題水域(酒田港地先,魚津地先,氷見地先,水島地先,新居浜地先,有明海,八代海,徳山地先,水俣湾の9水域)を中心に産地市場の魚介類について水銀の検査を行った(なお,徳山地先及び水俣湾においては,漁業が行われていないので,この2水域にかかる産地市場の検査は行われていない。)。

一方,各都道府県市においては,県内流通市場において魚介類の水銀検査を行い,暫定的規制値を超える魚介類を市場から排除するように努めている。

なお,これらの検査結果から,国民の通常の食生活におけるメチル水銀の摂取量を試算すると,暫定的摂取量限度をかなり下回っており,通常の食生活においては健康被害を生ずる恐れはないものと考えられる。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 普通食品の安全基準

4 残留農薬

病虫害を防除する目的で農作物に散布した農薬は、その使用程度によっては、食品に残留し、その食品の摂取により人の健康を損なう恐れがある。このため、食品中に残留する農薬の基準を設定する必要があり、農作物に関しては39年度から、乳肉食品に関しては44年度から、農薬残留量の実態調査を進めている。現在までに米、きゅうり等43食品についてDDT、BHC等22農薬の残留基準を定めており、49年度は、ブロッコリー等9品目について残留量の実態調査を行っている。

なお、残留基準が定められた農薬の使用については、逐次、農林省から安全使用基準が示され、地方表政局、各都道府県を通じて農家に対する農薬の散布方法等の指導が行われている。一方、農薬取締法による農薬の登録に際しては、厚生省において事前にその安全性を評価している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり,日常の食生活のなかでも主食と同様に重要な地位を占めるに至っている。しかしながら,生乳の生産の伸びは停滞の傾向を示し始めている。

48年中の生産は,生乳が491万2,060トン(39年比1.6倍)飲用向が295万7,703トン(39年比1.8倍)バターが4万2,402トン(39年比1.8倍)チーズが4万3,164トン(39年比3.3倍)である(第2-3-2表参照)。

牛乳,乳製品については栄養価の高い自然食品であることから,その重要性が認識され,衛生上の品質,表示等に関する消費者の関心も極めて高く,一方これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響等も大きいので,牛乳,乳製品に対する指導取締りの一層の強化に努めている。

第2-3-2表 牛乳生産量及び用途別乳量

第 2-3-2 表 牛乳生産量及び用途別乳量

(単位:1,000 t)

	生乳生産量	飲用牛乳向	乳製品等加工原料向
44年度	4,508.6	2,482.3	1,835.2
45	4,761.5	2,623.5	1,962.2
46	4,819.8	2,663.6	1,996.9
47	4,938.8	2,803.0	1,988.5
48	4,912.1	2,957.7	1,820.9

資料:農林省「農林水産統計」

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

2 食肉の衛生

食生活の改善によって食肉の需要は増大しており,48年におけると畜頭数は,1,522万5,573頭に達している。

家畜飼養形態の変化,海外との交流の頻繁化及び治療予防技術の進歩等によって家畜疾病の様相の変化が見られている。これらに対処して47年検査対象疾病を公衆衛生の見地から広く検討し,トキソプラズマ病など14の疾病を新たに追加したところである。また,48年11月我が国で初めて豚水胞病が,神奈川県,茨城県,愛知県に発生したことに関連して,12月と畜場法施行規則及び食品衛生法施行規則の一部を改正し,豚水胞病にかかった豚の肉等を食用に供してはならないこととし,食肉衛生の万全を期している。

一方,家畜疾病の複雑多様化に対し,科学的な精密検査が望まれており,現在29の都県市において食肉衛生検査所を設置してこれに対処している。今後,科学的な食肉検査を実施するため,このような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

更に,と畜場の整理統合を推進し,衛生的取扱による食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして指定したものの以外には使用できないことになっており、これらの添加物の指定の際には安全性が確認されることとなっている。しかし、添加物の安全性を確認するための毒性試験の技術水準等は年々向上しているため、新しい学問的視野でその安全性を再確認し、より安全性を高めるため、常に再検討することが必要である。

この再検討は37年から計画的に行われているが、更に徹底的にこれを実施するため、45年度以降48年度までに、サッカリン、デヒドロ酢酸等25品目について慢性毒性試験、催奇形性試験等の試験を行った。また、49年度からは相乗毒性試験も加え更に継続してこれを実施することとしている。これまでの再検討の結果、指定が取り消された品目は、ズルチン等40品目、指定添加物総数は336品目となっている。また、安全性の面で問題がない添加物であっても、これを食品に使う必要性が少ない場合は、その使用を規制するという方針のもとに、44年、生鮮野菜、豆類等について着色剤及び漂白剤の使用を禁止したが、45年度以降、この方針を推進するため、着色剤、漂白剤の使用実態調査を進めることとし、その結果に基づき、46年度には、のり、しょう油等7食品について着色剤、ごまについて漂白剤の使用を禁止し、47年度にはカステラ等6品目について着色剤の使用を禁止した。更に、49年度から保存料、殺菌料等についてもそれらの必要性及び有効性からの再検討を行い、必要性の少ない添加物はできるだけその使用を制限する方向で臨んでいる。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

1 器具及び容器包装

食品に用いられる器具及び容器包装については,陶磁器,ホーロー製器具からの鉛,カドミウム等の溶出,合成樹脂製器具からのホルマリンの溶出,紙製容器包装等のケイ光染料問題,ポリ塩化ビニール製品の各種添加剤等の問題があいつぎ,それぞれ必要な対策を講じてきたところであるが,これらの諸問題によって器具,容器包装の安全問題にも関心が高まった。

これまでは,食品添加物や残留農薬を中心に基準作成や検査機能の拡充が図られてきたが,今後は,上述の器具,容器包装等についての検査方法の確立,基準の設定,検査機関の機能強化等が必要である。なかでも合成樹脂製容器包装の規格基準作成については,46年度より予算措置がなされ,48年6月,塩化ビニール樹脂製の器具及び容器包装の成分規格を設定した。また,現在,ポリニチレン樹脂製等の容器包装についても成分規格の作成作業が進められている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについて,口に接触することなどによる健康上の危害の発生を防止するため,衛生上の規格基準を定める作業が44年度から進められていたが,47年8月,おりがみ,うつしえ等5品目について,ヒ素,カドミウム,鉛等の重金属,着色料等に関する規格基準が設定された。現在引き続き,おしゃぶり,はがため等数品目について規格基準の整備を進めていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗淨剤

3 洗淨剤

野菜,果実又は飲食器の洗淨剤については,従来から適正な使用を行うよう指導してきたが,47年6月,食品衛生法の改正が行われ,公衆衛生上の見地から適正な使用をさせるための基準及び品質規格の設定並びに有害な洗淨剤の排除が法的に行えることとなった。これに基づき,48年4月,洗淨剤の品質規格及び使用方法の基準が設定されたが,同年7月,経皮的な毒性について問題が提起されたことから,その安全性を再確認するために,現在洗淨剤について主として経皮毒性に関する再点検を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業

(1) 営業の概要

環境衛生関係営業は、理容業、クリーニング業、公衆浴場業等のように国民生活に密着したサービスを提供するものであり、48年末における施設数は、第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第 2-4-1 表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施 設 数			従業者規模別事業所数の 構成比 (47年)		
	47年末	48年末	伸び率	1~4人	5~49	50~
総 数	1,627,670	1,683,256	3.4	82.3 (80.6)	17.3 (19.0)	0.4 (0.4)
興 行 場	5,241	4,948	△ 5.6	23.8 (23.9)	74.1 (74.2)	2.1 (2.0)
(再掲) 映 画 館	3,692	3,349	△ 9.3	21.1 (21.7)	78.0 (77.1)	0.9 (1.2)
ホ テ ル 営 業	611	816	33.6	73.7 (73.0)	24.9 (25.7)	1.4 (1.3)
旅 館 営 業	80,085	82,307	2.8			
簡 易 宿 所 営 業	22,400	23,913	6.8			
下 宿 営 業	2,523	2,692	6.7			
公 衆 浴 場	25,693	25,634	△ 0.2	76.3 (74.2)	23.5 (22.5)	0.2 (0.3)
(再掲) 民営一般公衆浴場	19,826	18,889	△ 4.7	—	—	—
理 容 所	139,202	139,144	△ 0.0	93.6 (89.8)	6.4 (10.2)	0.0 (0.0)
美 容 所	122,687	125,307	2.1	91.8 (88.0)	8.2 (12.0)	0.0 (0.0)
ク リ ー ニ ン グ 所	87,874	90,632	3.1	85.9 (82.9)	13.7 (16.7)	0.4 (0.4)
飲 食 店 営 業	953,253	988,463	3.7	79.5 (78.0)	20.1 (21.6)	0.4 (0.4)
喫 茶 店 営 業	45,840	47,842	4.4			
食 肉 販 売 業	134,934	144,650	7.2			
氷 雪 販 売 業	7,327	6,908	△ 5.7	—	—	—

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

(注) 構成比の欄中 () 内は44年の数字である。

(2) 監視及び指導

衛生水準の確保は、環境衛生関係営業にとって特に必要なことであり、それぞれの施設に応じ遵守すべき措置基準(換気、照明、防温、消毒等の基準)が法令により定められているほか、保健所に置かれている環境衛生監視員によって、衛生措置に関し、監視、指導が行われている。他方、業種ごとに、法律に基づき、環境衛生同業組合を組織し、組合員の営業に関する指導を行うなど、自主的に衛生水準の向上、経営の合理化等のための活動を行っている。

(3) 経営の現状

環境衛生関係営業は、その業種により種々異なった事情があるが、一般的には次のような特色がある。

第1は、第2-4-1表にみるとおり、零細規模の営業が多く、従業員5人未満の事業所が80%を超えており、年々その割合が高まっていることである。これは、環境衛生関係営業が生業的性質を有することによるものである。

第2は、人手不足が深刻化していることである。これは、我が国が全般的に労働力不足の状況にあることにもよるが、特に環境衛生関係営業においては、機械設備の導入による省力化の余地が少ないことによるものである。

第3は、営業施設の相対的過剰がみうけられることである。特に理容業、美容業においては、料金との悪循環がみられ、深刻な問題となっている。

第4には、第2-4-2表にみられるような料金の上昇があげられる。これらの業種においては合理化による生産性の向上を図ることが困難なため、人件費等の諸経費の上昇がそのまま料金にはねかえることなどにより料金の上昇が著しくなっている。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の料金

第 2—4—2 表 環境衛生関係営業の料金

	40年	41	42	43	44	45	46	47	48
総 合	76.7	80.6	83.8	88.2	92.9	100.0	106.1	110.9	123.9
理 髪 料	62.5	68.5	73.3	80.4	88.0	100.0	115.5	131.7	157.5
ペ ー マ ネ ント 代	65.1	70.4	74.2	79.6	88.4	100.0	116.0	132.8	160.3
入 浴 料(大人)	68.7	78.5	79.0	86.8	92.6	100.0	107.7	119.4	142.7
洗たく代(ワイシャツ)	83.0	83.4	82.3	86.2	91.7	100.0	113.7	124.7	142.0
洗たく代(背広上下)	94.8	93.9	90.9	91.6	94.8	100.0	106.4	111.7	119.9
映 画 観 覧 料	62.7	68.0	73.3	81.2	91.6	100.0	110.3	121.8	139.6
宿 泊 料	78.0	84.9	91.4	95.7	98.3	100.0	108.4	111.6	124.6

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

- (注) 1. 表中の数値は、45年を100とした指数である。
2. 「総合」は、総合消費者物価指数である。

このように環境衛生営業は零細規模のものが多く、経営の体質は弱い。これら営業者の資金力を補い、衛生水準を高めるため、近代化に要する資金について環境衛生金融公庫から融資を行っているところであるが、経営の体質強化のためには、業者自身の自主的努力が何よりも必要である。

この自主的な努力を助長し、適切な近代化、合理化を行わせるため、46年度より業界の中から環境衛生相談員を養成している。相談員は、環境衛生関係業者からの相談に応じて、経営や設備の近代化を行うために必要な知識を付与するものであり、その養成については国の補助を受けて、各都道府県において講習会を実施することにより行われている。また、49年度より新たに経営指導員制度を設け、環境衛生営業に対する専門的な経営指導の推進を図ることとしている。

なお、社会情勢、生活環境の変化に対応した環境衛生関係営業に係る諸対策を効果的に推進するために、49年4月環境衛生局に新たに指導課が設置された。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 公衆浴場業

環境衛生関係営業のなかでも、公衆浴場業は、今日特に深刻な事態に直面している業種である。

公衆浴場は、古くから我が国においてなくてはならない施設として親しまれてきた。しかし、近年、住宅事情の改善に伴う自家風呂の普及により入浴客が減少したこと、人件費その他の諸経費の高騰に対して合理化による生産性の向上が比較的困難な業種であること、入浴料金が物価統制令により統制されていることなどの事情が重なり、多くの公衆浴場が経営困難に陥っている。そのため転廃業する者が続出し、ここ数年の民営一般公衆浴場数の減少傾向をみても、44年300、45年514、46年662、47年754、48年937と年々激しさを加え、38年当時2万2,198施設あった民営一般公衆浴場が48年末には1万8,889施設となり、14.9%の大幅な減少を示した。

しかしながら、いまだ公衆浴場に依存せざるを得ない二千数百万人の利用者があり、地域によっては、公衆浴場が全く姿を消してしまったため、公衆浴場以外に入浴すべき場を持たない住民に深刻な影響を与えているところもある。

このため、厚生省においては、47年公衆浴場問題懇談会の意見を得て、48年に料金算定方式の改善を行ったが、更に、49年度には学識経験者からなる公衆浴場確保対策検討委員会を設置し、公衆浴場の確保に関する基本的な施策のあり方を検討しており、公衆浴場への低利の融資、経営指導の強化等にも努めている。

他方、地方公共団体においても、地方の実情に応じて、公衆浴場に使用する上水道料の軽減、設備改善融資、利子補給等の助成策を講じてきている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤、加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防かび性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供している。その反面、これらの化学物質の人体への影響についてはほとんど検討がなされず、保健衛生上何らの規制もないまま家庭用品として生産、消費されていたため、家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるにいたった。すなわち、40年代に入り、主婦連、学者、国民生活センター、地方消費生活センター等の調査結果においてかなりの健康被害がみられ、45年に科学技術庁の「衣料処理剤に関する基礎調査資料」が発表されるに及び、被害実態もかなり詳細に明らかになった。これらの被害調査報告によると、特に人体との接触のひん度の高い衣料による被害例が多く、これは繊維製品等に使用されている各種加工剤の影響と考えられる。また、被害の大半は、かぶれ、かゆみ、発しん等の皮膚障害であるが、その他慢性的な内科疾患(めまい、気管支炎、肝障害等)の可能性も指摘されている。

このような状況から、厚生省においては、46年度に厚生科学研究補助金により「日用品等に含まれる化学物質の健康に及ぼす影響に関する研究」を行い、47年度からは有機リン系防炎剤、有機塩素系防炎剤、有機水銀、ホルマリン等の主として衣料処理剤として使用されている化学物質について各種毒性試験を実施してきたところであるが、第71特別国会においては、家庭用品の安全性を確保するための制度である「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、48年10月12日に公布された。この法律の概要は次のとおりである。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

(1) 家庭用品の基準

厚生大臣は、保健衛生上の見地から、厚生省令で家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができる。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

(2) 販売等の禁止

基準が定められた家庭用品の製造業者、輸入業者又は販売業者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

(3) 回収命令等

厚生大臣,都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は,家庭用品の製造業者等が,基準に適合しない家庭用品を販売又は授与したことにより人の健康被害が生ずる恐れがある場合には,業者に対して家庭用品の回収その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。また,家庭用品について基準が定められていない場合であっても,家庭用品に含まれている物質によって重大な被害を生じた場合には,その被害の拡大を防止するため,回収等応急の措置をとるべきことを,業者に対して命ずることができる。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

(4) 監規体制

販売又は授与された家庭用品が基準に適合しているかどうかを監視するため,国,都道府県及び保健所を設置する市に,立入検査等の業務を行う一定の資格を有する家庭用品衛生監視員を置く。

この法律は,公布後1年以内に施行することとされていたところであり,厚生省においては,引き続き化学物質について各種毒性試験を実施するとともに,生活環境審議会家庭用品安全性問題専門委員会において化学物質の毒性の評価及び安全基準の策定等具体的な規制内容について検討を進めていたが,49年10月1日に関係政省令とともに施行された。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、興行場、百貨店、店舗、事務所学校等の用途に供される一定規模以上の建築物で、多数の者が使用し、又は利用するもの(特定建築物)について、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理することを義務づけるとともに、建築物環境衛生管理技術者にこれが監督にあたらせることにより建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容とするものである。

特定建築物の規模については、従来、延べ面積8,000m²以上とされていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及等にかんがみ、同法施行令を改正し、48年11月から5,000m²以上とされ、より広範な建築物について適正な衛生的環境の確保が図られることになった。

しかしながら、同法の中核ともいべき建築物環境衛生管理基準の遵守状況をみると、第2-3-4表のように、かなりの特定建築物について維持管理の改善強化が必要であることが認識される。このため、49年4月に同法施行規則を改正し、この基準を遵守するために不可欠である空気環境の測定水質検査等の実施回数を定めるとともに、これらの業務を実施する者について厚生大臣の指定を必要とすることにより実施体制の改善強化を図ることとしたところであり、その他の施策と相まって建築物における衛生的環境確保の一層の推進が期される。

第2-3-4表 管理基準に対する適合状況(45年10月～47年12月末)

第 2—3—4 表 管理基準に対する適合状況
(45年10月～47年12月末) (単位：件)

	空 気 環 境 の 調 整							給水の管理		排 水 の 管 理	清 掃	ね ず み ・ こ ん 虫 の 防 除
	浮遊粉じんの量	一酸化炭素の含有率	炭酸ガスの含有率	温度	冷房時の内外の温度差	相対湿度	気流	水質	残留塩素			
適合	1,030	1,622	1,571	1,696	1,085	1,239	1,672	1,451	2,424	2,215	2,369	2,102
不適合	750	105	236	205	114	547	67	188	285	380	229	684

厚生省環境衛生局調べ。

なお、厚生大臣の行う試験に合格し、又は厚生大臣の指定する講習会を受講して建築物環境衛生管理技術者の免状を受けた者は、49年7月31日現在で1万607名に達している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

2 ねずみ,こん虫等駆除事業

ねずみ,こん虫等の駆除事業は,従来から防疫行政の一環として,市町村の衛生班及び地区衛生組織活動を中心に推進されてきたが,最近では,下水道や廃棄物処理施設の整備に伴って従来の発生源は大幅に減少してきている。しかしながら,近年の急激な都市化の進展に伴う人口の都市集中化や,生活,建築様式の変化は,クマネズミに代るドブネズミの繁殖あるいはビルの地下污水ピットやし尿浄化槽からのチカイエカの発生など,ねずみ,こん虫等の態様に変化を生じてきており,これに対応した施策の推進が要請されている。即ち,定住人口が少なく建築規模の大きい都市部においては,地区衛生組織による活動は期待できないので,専門駆除業者を指導育成し,これを加えた新たな駆除体制を確立することが急がれている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

3 狂犬病予防事業

我が国における狂犬病は、25年に狂犬予防法が公布施行され、畜犬の登録、狂犬病予防注射の実施、違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急速に減少し、人については特殊例を除いて30年以来、犬については32年以来、その発生はない。

48年中における犬の登録頭数は319万7,504頭、狂犬病予防注射頭数は513万6,580頭、抑留頭数は65万6,329頭となっている。

近年、狂犬病予防とは別個の問題であるが、犬によるこう傷死亡事件、その他の被害が発生し、社会問題となっており、そのための有効な対策の樹立が急務となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策

4 墓地及び埋葬等

墓地及び埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律によってその適正な執行が期されている。

48年度末における墓地等の施設数は、墓地88万6,828、火葬場2万1,217、納骨堂7,997となっている。

このうち火葬場については、自治省が交付する広域市町村圏振興整備事業のための補助金や年金積立金還元融資制度の活用(48年度は約10億円の貸出し)により整備が進められている。墓地については、近年、特に都市近辺において供給不足がみられ、その適正な整備を図るための積極的施策を講ずる必要がある。

なお、埋葬については、その形態が土葬から火葬へと変化しており、火葬の比率が45年79.2%、46年80.5%、47年82.2%、48年83.8%と年々高まっている。
